



平成 28 年 4 月 27 日

各 位

会社名 パナホーム株式会社
代表者名 取締役社長 藤井 康照
(コード：1924、東証第1部)
問合せ先 広報・宣伝部長 中畑 恵一
(TEL. 06-6834-1955)

当社取締役および執行役員に対する新たな株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役および執行役員に対し、信託を用いた新たな株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 59 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

当社の中長期的な業績の向上による企業価値向上への貢献意欲をさらに高めるため、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）および当社と委任契約を締結している執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対し、新たに中長期報酬として、「株式報酬制度」を導入することとします。

本制度は、当社の業績による株式価値と取締役等の報酬との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。本制度の導入は、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ることを条件とします。

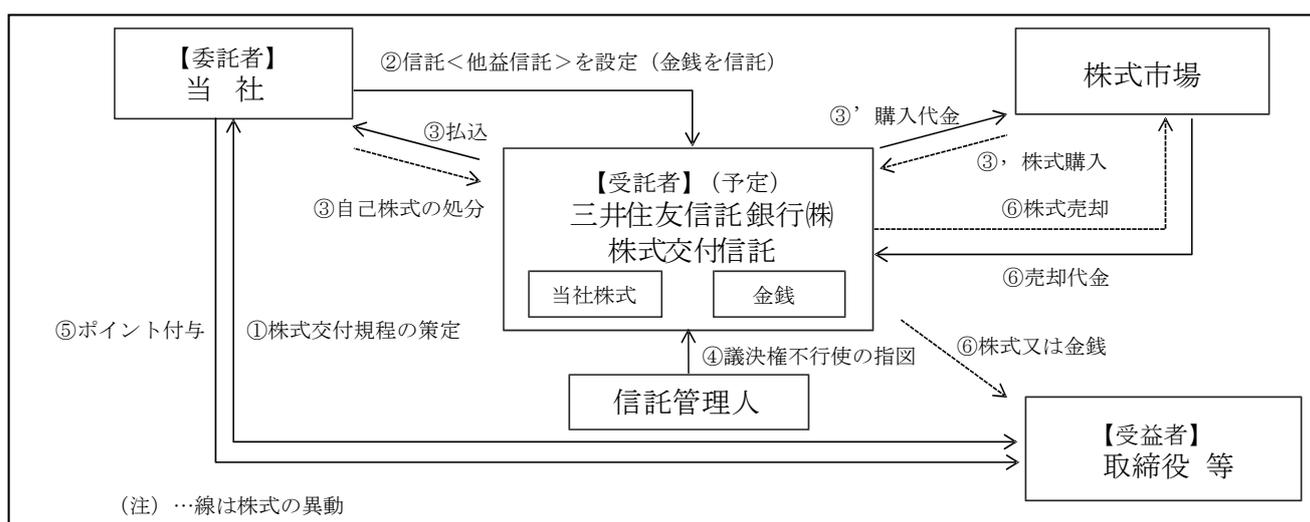
2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、本信託を通じて当社株式（当社普通株式。以下同じ。）の取得を行い、取締役等に対して、当社取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、当社株式が信託を通じて交付される株式報酬制度です。当社取締役会は、株式交付規程に従い、

本制度の対象となる期間において毎年所定の月に、ポイント算定の基礎となる金額を定め、それに応じた当社株式を当社取締役等が退任した場合に交付することとなります。本制度の仕組みの概要は、以下のとおりです。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役等を対象とする株式交付規程を策定します。
- ② 当社は取締役等を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、株式市場から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者とします。）を定めます。本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役等に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役等は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を株式市場にて売却し、金銭を交付します。

(2) 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、下記（7）に従って交付を行うために必要となるものが合理的に見込まれる数の当社株

式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、下記（5）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

（3）信託期間

信託期間は、平成 28 年 8 月（予定）から平成 31 年 8 月（予定）までの約 3 年間とします。ただし、下記（4）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

（4）本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

本制度は、平成 29 年 6 月株主総会終結の時をもって終了する任期から平成 31 年 6 月株主総会終結の時をもって終了する任期までの 3 年間に在任する取締役、および、平成 29 年 3 月に終了する事業年度から平成 31 年 3 月に終了する事業年度までの 3 事業年度に在任する執行役員（上記の各期間を以下「対象期間」といいます。）に在任する当社の取締役等に対して支給する報酬制度とするため、本信託の当初の信託期間は 3 年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役等に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金 1 億 5,000 万円を上限とする（ただし、このうち、取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金としては、金 6,000 万円を上限とします。）金員を対象期間中に在任する取締役等に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役等を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を延長（本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転させることにより実質的に信託期間を延長する場合を含みます。以下も同様です。）し本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役等に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長期間内に、金 5,000 万円に延長年数を乗じた金額を上限として（ただし、このうち、取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金としては、金 2,000 万円に延長年数を乗じた金額を上限とします。）金員を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に下記（6）のポイント付与および下記（7）の当社株式の交付を継続します。

ただし、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、すでにポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役等が

ある場合には、当該取締役等が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得しますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(4)の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(6) 各取締役等に付与されるポイントの算定方法

当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役等に対し、信託期間中に、交付規程に定めるポイント付与日に役位別基準に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役等に付与するポイントの総数は、1年当たり10万ポイントを上限とします。(うち、取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり4万ポイント)

(7) 各取締役等に対する当社株式の交付

各取締役等に交付すべき当社株式の数は、当該取締役等に付与されたポイント数に1.0(ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。)を乗じた数とします。

各取締役等に対する当社株式の交付は、各取締役等がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社取締役等と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

以 上

(ご参考：本信託の概要)

- ① 名称：役員向け株式交付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社（予定）
- ④ 受益者：取締役等のうち受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 信託契約の締結日：平成 28 年 8 月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 28 年 8 月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成 28 年 8 月（予定）～平成 31 年 8 月（予定）